

LP ガスの取引適正化・料金透明化に向けた自主取組宣言

唐津ガス株式会社は、液化石油ガス法【改正省令】（2024年4月2日公布）を遵守し、取引適正化及び料金透明化に努めることを宣言します。

また、私どもは、お客さまに安心と安全をお届けすることができますよう、技術力とサービス向上を心がけ、お客さまや地域社会から信頼され選択していただけるエネルギー会社を目指してまいります。

液化石油ガス法「改正省令」概要

1. 過大な営業行為の制限

- (1) 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- (2) 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替を制限するような条件付きの契約締結等の禁止

2. 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

- (1) 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
- (2) LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- (3) 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

3. LPガス料金等の情報提供

- (1) 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）
(注) 入居希望者から直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要（義務）

4. 社会への貢献

ガス事業・福祉事業を通じて、地域社会の発展に貢献するとともに、お客さまから常に信頼・評価され、選択していただける企業であり続けることを目指してまいります。



唐津ガス株式会社